

第10回広陵町自治基本条例推進会議 議事録要旨

■ **開催日時** 令和7年5月20日（火） 10時00分から正午まで

■ **開催場所** 役場 3階 大会議室

■ **出席者**

＜委員＞ 13人（欠席4人）

中川委員、清水委員、杉本委員、吉野委員、藤田委員、堀田委員、丸谷委員、野条委員、森田委員、吉田委員、棕本委員、塚本委員、滝委員

＜オブザーバー＞ 3人

八尾春雄議員、小西栄枝議員、岡本晃隆議員

＜町・事務局＞ 5人

山村町長、地域振興部 吉田部長、協働のまちづくり推進課 森田次長、野村係長、山浦主事

＜運営支援＞ 2人 NPO政策研究所理事長 直田氏、田中氏

＜傍聴者＞ 2人

■ **次第**

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 町長あいさつ
- 4 委嘱状の交付について
- 5 諮問について
- 6 議事
 - ・ 広陵町と各団体との参画と協働の実績について
 - ・ 令和6年度広陵町まちづくり推進計画の進捗状況について

- ・自治基本条例の見直しについて（見直しの手順・今後のスケジュール等）

7 その他

8 閉会

■ 配布資料

（当日配布資料）

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| ・ 資料一覧表 | 目次 |
| ・ 資料 1 | 広陵町と各団体との参画と協働の実績について |
| ・ 資料 2 - 1 | 令和 6 年度広陵町まちづくり推進計画の進捗状況について |
| ・ 資料 2 - 2 | 令和 6 年度広陵町まちづくり推進計画進捗状況調査表 |
| ・ 資料 3 | 自治基本条例の見直しについて |
| ・ 別紙 1 | コミュニティカルテの更新について |
| ・ 別紙 2 | 広陵町自治基本条例推進会議 令和 7 年度今後のスケジュール(案)について |
| ・ 別紙 3 | 広陵町自治基本条例推進会議委員名簿 |

■ 議事内容

1 開会

2 会長あいさつ

本日は推進会議にご出席賜りまして感謝申しあげる。本日は自治基本条例が施行されてからの一定の年数経過に伴う全体の見直しにおける第1回目の会議である。

制度というものは、実際にそれがうまく動かされているか、運用されているか、あるいは動いているならば、それをさらにもっと広げていく、強めていくということが必要である。もしなかなか浸透していないということがあれば、なぜ浸透していないのかということを考える必要がある。大きなフレームとしての条例がどのように位置づいているかということをご意見いただきながら、今後の運用についての考え方も深めていくという、そういう会議になるので、条文がどうかということにあまりこだわることなく、実際に皆よく聞いて知っているか、わかっているかという点から考えていただけたらと思う。法律の専門家あるいは地方自治の専門家ではないので、生活者としてもおっしゃってくだされば結構かと思う。

3 町長あいさつ

第10回広陵町自治基本条例推進会議開催をお願いしたところ、お忙しい中ご出席をいただき感謝申しあげる。令和3年に自治基本条例を制定させていただき、今年度見直しの時期になったので慎重にご審議をいただければと思うのでいろいろ感じていただいていることを率直にご意見頂戴できればと思う。

自治基本条例は条例ができて終わりということではなしに、広陵町が存続し続ける限り、まちづくりは皆さんとともに進める必要があり、行政を住民の皆さんに身近に感じていただく、一緒になって行政を進めるということが一番の基本であり条例制定を進めさせていただいた。

しかし、条例の理念通りに物事が進んでいるかどうかについては、まだまだ不十分な点がたくさんあるというふうに思っている。今年の3月5日には提言書も頂戴しているので、その内容も含めて条例の見直し等に向かって議論をしていただきたい。今日新たに推進会議の委員として加わっていただいた方もございますので、今後、この推進会議の運営にご協力賜りますようお願いを申し上げます。また推進会議の任期は11月29日満了ということになるが、来年の3月31日まで任期延長を担当の方からそれぞれお願いをしていると思うので、ご承諾をいただき、条例の見直しの作業もこのメンバーでお願いできればというふうに思うので、ご協力よろしくをお願いを申し上げます。午前中のお時間限られた時間ではございますが、慎重にご審議賜りますようお願いを申し上げます。

4 委嘱状の交付について

○新委員へ委嘱状の交付

(A 委員)

不慣れでわからないことも多々あるが、いろいろ勉強させていただきますのでよろしくお願いしたい。

(B 委員)

南4丁目の自治会長をしている。前年度、その前も副会長のときに、ここの委員として1年間勉強させてもらい、再度復帰させてもらったので今後ともよろしくお願いしたい。

5 諮問について

○町長から中川会長へ諮問

6 議事

○事務局より資料 1、資料 2 - 1、資料 2 - 2 を説明

【資料 1 の説明に関連して今年度出前講座に参加いただいた委員からのコメント】

(C 委員)

広陵西小学校PTA副会長をしている。先日5月13日本部役員会にお越しただいていろいろお話をさせていただき、わかりやすく自治基本条例についての説明をしていただいた。皆さん自治基本条例について難しいというのが頭の中であって、行政の方との関わりにもものすごく距離があるように感じていたが、お話を聞いた中で、もっと話を聞きたいので公民館で大人の方や、保護者の方にもこのような話をしていただきたいという声がすごく多かった。子どもたちにも出前講座をしてくださっていると聞いたが、高学年だけではなく、低学年の子どもたちにもアニメ化したような、まちづくりはこういうことをしてるんだよっていうのを1～3年生にもわかりやすく話をしていただける機会があればいいのではと思う。またそれは子どもたちが帰宅後に役場の人がこういう話をしてくれたよと親御さんたちにお話をして広まっていくと思う。西小学校でも引き続き出前講座をしていただきたい。

(D 委員)

先日役場の方と真美二小学校の自治基本条例出前講座に参加させていただいた。講義の内容は子ども向けの小学生でもわかりやすい解説をなされていて感心した。何回もやられており、資料の内容もいろいろ改善、改定されていいものになってきてるんじゃないかと思う。私の役目としては地域づくりということで地域でやっている活動を小学生のみんなに紹介して欲しいという申し入れがあったので馬見北5丁目でやっている、まちじゅう図書館とみんなの畑プロジェクトについて話をした。みんなの畑プロジェクトでは地域内で空き地になっている少し荒れた土地を畑に改善し、子どもたちと一緒にサツマイモを植えたので、そういう内容も小学生のみんなに説明させてもらった。

説明が終わった後、みんなは地域づくりにどういう形で加わるのかの質問に対して、挨拶、ボランティア清掃、見守りと回答があり印象的であった。これらの活動は多分自分たちが立哨をされてることの裏返しだと思うが、そういうことが自分たちが参加し、まちづくりとして参加したいということによって上がっていたのがすごく印象に残った。

【質疑応答】

(副会長)

教えていただきたいこととそれからお伝えしたいことが3点ある。まず一つ目、地域メールの導入についてですが、どれくらいの方々がこちらのメールを利用されているのかということをお教え

いただきたい。二つ目は、コミュニティカルテを引き続きお願いしたいところではあるが、カルテのヒアリングは区長・自治会長さんをメインにされているので、子育て世代や若い方の意見というのが全く反映されていないのではないかと思います。ヒアリングの対象を今この場にもいっしょにPTAや、様々な組織を活用して、幅広い世代の方々のご意見を取りまとめるようなものになるとより良いかなというふうに思う。三つ目は資料1の2ページ目の下の方に記載している秋の真美一ふれあいまつりについて、県の補助金で活動資金を調達されているが、この連携事業に関しては町からもう少し補助金に対して趣旨をしっかりと確認された上で、どういうことを相手先が求めているかのアドバイスをもう少し踏み込んでした方が通りやすいかというふうに思う。昨年度まで審査員をしていたこともあり、何かご協力できることがあれば協力させていただきたいと思う。

(事務局)

まず一つ目の地域メールの割合についてだが、こちら19区自治会が現在利用しており、実際その地域でどれだけ登録しているかは事務局としては把握できていないところである。

基本的には地域メールの始まりは、区・自治会への加入未加入は関係なく、地域の情報を提供するために始めたものであり、可能な限り登録してもらいたいと考えている。

(副会長)

周辺の市町村でもこういうメールを使った地域の情報発信というのはされているが、加入している方が少ないということが大きな課題になっているので、そのあたりは行政の方々がどのような割合で入っているのか把握しておく必要があると思う。

(事務局)

地域メールの登録は全員がしている訳でもないので、地域メールを1本化するにはまだまだ早く、回覧板と併用して皆さんやっていたところだと思う。広陵町41の区・自治会のうち19の地域で活用いただき、少しずつ導入をしていただけるのではないかと思います。実際に使ってもらっている方が便利やでっていうことを区長・自治会長会の中で共有し、自分たちの地域に取り入れてやっているとところもあるので、皆さんのお声で利用者が増えればいいなと思っているところである。

続いて、コミュニティカルテの件については副会長がおっしゃった通り、区長自治会長の方々に直接お話を聞きに行くことが多いので、若者の意見はそこまで反映されてはいないと思う。私が地域担当として行かせてもらっている地域は、役員会等にも参加させてもらうこともあり、そこには会長以外にも班長さんなどいろんな世代の方が参加されているので、そういった場に出席し、コミュニティカルテのヒアリングを行うのもいいかと思うので今後検討していく。

三つ目の連携補助金の件につきましては、申請が先日ありましたので、事務局の方で現在書類等確認しているところであり、副会長にも協力いただけたらと思う。

(E 委員)

活動の実績のところで、以前広陵町をもっと知ってほしいというイベントもあったようにも思う。

ブリューパークで開催したイベントについては一昨年しているので、そういうところも町をあげて開催したというのも実績であげてもいいかなと思う。あと少し気になったのはここの委員さんに老人会が以前入っていたが現在は不在であり、どのような形になったのか事務局の方からも説明がない。その他の方々はたくさん増えているが、いろんな各種団体の方々の中でも老人会の役割は重要だと思うので、どう考えているか説明いただければと思う。

(事務局)

一つ目の質問についてはおそらく K、S、H のことだと思うが、こちらの事業については令和5年度に開催したものである。ここで今紹介させてもらったのは令和6、7年度の実績なので、この中からは省いてる。老人クラブの件については、E 委員がおっしゃる通り、老人クラブのご意見というのも非常に大事になってくるので今年度の一回目の会議までに推薦のお願いはさせてもらったがまだ候補者がなかなかいらっやらないということなので引き続きアプローチをしていく。

○資料 2 - 1、2 - 2 の説明

(F 委員)

民生児童委員をしている。この基本方針2の公募委員の割合のところについて、計画策定時から数字としてはどんどん下がってるような感じがするが、実際にはそうじゃないという認識でいいのか。

ここに公募委員の人数を書いていたいただいたら、誤解が生じないのではと思う。

(事務局)

わかりやすいよう表に人数を記載する。

(F 委員)

地域メールについて利用している団体としては増えているが、おのおのの団体でどのぐらいの割合が登録しているのか、登録されてる方の世帯数、そのような数字を入れた方がわかりやすいのではと思う。

(事務局)

地域メールについては、個人情報の関係で把握できるのが登録者の名前だけになるので、世帯数や年代別など詳細はお示しできないと思う。地域ごとの登録者の合計はわかるので資料に記載する。

・条例の見直しについて

○資料 3 を事務局より説明

(会長)

質問があればこれはやり取りしたいと思うが理解はできただろうか。今後の作業手順についてはよろしいか。会議の回数については、今日はイントロダクションのような説明みたいなものなので作業に入る時間ではない。残りあと3回か、あるいは場合によって4回程度で全体を分割しながらやっていかないといけないので、次の第2回の会議で条例の前半、それから第3回の会議で後半というふうに2ブロックに分けて集中討議していけたらなと思っている。3回目もしくは4回目に前半後半で分けて討議が足りなかったと思われるところは積み残しになるかもしれないので、それをしっかりとチェックして一つ一つ片付けていくというのが残りの会議にしたいなというふうに思っている。

今係長からご説明いただいた通りだが、少し私の方から念押しをさせていただきたい。まず条例の見直しという言葉そのものがあるのでまるで条例本体を直さないといけないみたいに思い込んでる面々もあるかもしれないが、これは条例の見直しというよりも、条例の運用状況の再点検と思っただ方が正確だと思う。例えば、条例はしっかりできているけど、実際に行政内部に浸透しているかなど、また住民自治の現場においても自治基本条例をあんまり理解されてないということがあればどうすればもっと浸透できるのかとか、行政との間でお互いに手を結び合ってパートナーシップを発揮して、穴の空いてるところ抜けてるところもっとやる余地はないのかなとか、そのような具体的なアクションに向けた提案がもっと出てくれば嬉しく思う。先ほど係長のご説明があったように、条例を改正した事例はほとんどない。私の経験上、上牧町、生駒市、その他いろいろあるが、こども基本法が施行されたことによる子どもの定義を変えただけである。その他については立法事実としては弱く、解説書で解決できるのではと思うので、皆様方は解説書も問題意識を持ってご覧いただきたい。例えば、この解説書の専門用語でわかりにくかったり、こういうふうに砕いて書いたらもっとわかりやすくなるのではないかなどといったことに注力して下さった方がありがたいと思う。私は奈良市においても生駒市においても同じような作業をさせていただいてきたが、町民参加を前提とする原則は、部局全体において例外は存在しませんと申し上げている。ただ、協働事業ができるかどうかは、その部局ごとによってできるところできないところは出てくることは申し上げている。参画と協働という二つの原則があるうち、いわゆる町民が参画ができるということについて困るという部局は存在せず、公平委員会においても、町民の意見を聞く必要がある。農業委員会、選挙管理委員会、教育委員会ももちろん関係してくる。そういう意味で、参画制度がどれぐらい各部局において回路が開かれてきているかということは、今後行政の方の調査にお願いしたいと思う。そのデータについても、参画協働調査カードとしてまたいずれ上がってくる。ということを上申して、ここから先は全員にご発言いただいた方がいいかなと思うので、最初にE委員から願います。

(E 委員)

資料の下の方に、推進委員会議員の役割として、町民に自治基本条例が浸透しているか、適切に条例が運用されているか、どのように運用されているかを我々の視点から見ていって補足していきたいと思っている。また、少し気になったところとして、委員が作成した提言書を3月に町の方へ提出したが、今年度は見直しだけでなく、提言書の内容についても整理して動いていってもいいかなと思っている。あとその中でクレジットを明記することも提案しているので、いろんなところでクレジットを明記していかなければいけないと思う。クレジットを明記することが条例の周知にもつながると思う。新委員等、クレジットについて知らない方いらっしゃると思うので事務局の方からご説明いただければと思う。

(事務局)

クレジットについては、各部局の事業に関して自治基本条例のどこの条文に該当するかを入れるようにする提言があり、若干ではあるが他の担当課からクレジットとしてどの条文を入れたらいいのかという問い合わせが出るようになってきたので、提言を出していただいた効果があったと思う。

徐々にではあるが、広報物を出すときに関しては条例何条に基づくものかであったり、この事業は条例何条に基づいていますというようなクレジットを入れている。例えば、協働のまちづくり推進課が出している自治会の加入チラシについては自治基本条例第15条の地域の基礎的コミュニティ関係に基づくお知らせですといったクレジットを入れるようにしている。このように役場の中でもクレジットが浸透していけばいいかなと思う。

(G 委員)

資料1の協働のまちづくりの補助制度について令和7年度はまだこれから応募できるのか。私自身、この制度は推進会議に参加してるにも関わらず締切日を知らなかったというのは、少し残念な気がする。周知の仕方等見直していただけたらと思う。

(事務局)

周知の仕方が現在ホームページだけになっているので、周知の仕方等を色々検討していきたいと思う。

(H 委員)

私自身コミュニティカルテという言葉は、初めて知った。やはり若者の声をもっと吸い上げる方法が大事であり目的でもあると思う。今後、子ども版自治基本条例の作成をしていくと思うが、子どもたちにも町と人との繋がりが大事なことを実感してもらいたいと思うので、頑張って考えていけたらと思う。

(I 委員)

自治基本条例というのはとてもよくできていて、第1条から4条までが基本的な理念、原則、それぞれの責務が書かれていて、それが後半の条文にどう繋がっていったのかってというようなところを意識しながら、見直していく必要がある。今やってる活動の内容が責務を果たしているのか、原則を通じて基本理念に繋がっているのかを点検していくようなことである。そもそも基本条例を見直すことは、その活動と理念がどう繋がっているのかを再点検することになるのではないかと考えている。条文的にはとてもよくできており、構成もいいかなと思っているのでそういう視点で私は参画させていただきたい。

(D 委員)

町民に対して自治基本条例についての話はよく聞くが、職員の方々については、職場内の研修やマニュアル等で自治基本条例の意識は徹底されているのか。

(事務局)

職員の意識については研修等させていただいているが、日々の業務の中でこの自治基本条例がどこまで自分たちの業務と繋がっているかはまだまだ厳しいのではないかなと思う。ただやり続けないと、意識向上はできないので施策実施状況報告書も活用しながら職員の意識向上に進めていきたい。

(A 委員)

私もコミュニティカルテを今日初めて聞き、内容が全く何かわからず、とにかく難しいなと今でも正直思っている。必死に理解していこうと思う一方、他人事だと思ってしまう方もたくさんいると思うので、こどもや若者の方にこういうふうな目的でしてるんだよ、というようなわかりやすい周知をしていけたらと思う。

(J 委員)

今日久しぶりに集まると少しメンバーが変わっており、皆さん理解されるまですごく難しく、欠席してしまうとわからなくなったりすることがあると思うので、少し詳しい説明であってもいいのではと思う。条例を周知することがこの会議にいる人たちだけでもすごく難しいなと昨年感じたので、今年度も周知についてもう少し深く掘り下げていけたらと思う。みんなにわかりやすく伝わったらいいいのではと思って会議に参加させてもらいたい。

(K 委員)

内容が難しく周知する内容がわかりにくいので、職場でどういう部会に参加しているのかを説明したくても難しく、それをみんなに伝えることができない。そういう内容なので、もう少し知識が足りないような私にもわかりやすく頭に入ってきやすいような内容で、噛み砕いて教えていただける

と嬉しく思うのと同時に、それがみんなに周知をしていく中で必要なのかなと思う。

(F 委員)

私も民生児童委員の代表として長くこの会議に参加させていただいている。我々の仕事は住民の方と行政との間を橋渡しするような仕事をしている。

私自身、広陵町については住民と行政の距離は比較的近いと思っており、自治基本条例をうまく運用することでもっと近くなったらいいなと思う。特に私が住んでいる真美一校区については、まちづくり協議会があり、非常に住民と行政が一緒になっていろんなことをやるというふうな感じになってきている。ただ残念なことに他の校区ではなかなかそういうまちづくり協議会が発足されようとしている雰囲気がないので、もう少し参画しやすいようなことが、この自治基本条例の見直しによって進んだらいいかなと思っている。

(B 委員)

一昨年にこの委員になり勉強させてもらった。私自身真美一まちづくり協議会の副会長をしており、他の校区では協議会の機運が高まっていないと思う。コミュニティカルテについても、年1、2回職員が各自治会長のところへ来てお互い話し合っている。真美一まちづくり協議会の前身は連絡会があり、その前には校区での自主防災合同会議があった。各自治会には自主防災会があるが、地域では限界があるということで、その校区での会合が必要じゃないかということで集まった。そこから防災だけではなく、今ここにも書かれてるような多様な主体が互いに協力して連携して、地域の課題を見つけて解決していく必要があり、各自治会長、老人会、PTA、小学校、幼稚園も集まって連絡会という形でスタートを切った。やはりこういうことをするにあたっては、自治会長がキーになると思う。まずは、校区での自治会長、区長が中心になって校区で集まるということが必要じゃないかと思う。そこで、校区での区長・自治会長が集まる会でコミュニティカルテを元に何かできないか、それと一緒にこの出前講座をすることも大変重要だと思う。小学生とか中学生に授業をして実績が上がって、この子たちが大きくなったときには理解されることはいいことだが、まずはその校区の区長・自治会長が理解しないといけない。例えば、校区ごとに集まる場を設けて出前講座をすることで、校区ごとが地域の課題を見つけることができ、何らかの道筋が見えてくるんじゃないかと思う。私は10年も前からそういう動きをしてきて、やっと4年前に協議会としてなったが、始まりは説明したとおり自主防災からであった。

(A 委員)

今日会議に初めて参加し、わからないことが多いので、本当に勉強してかないといけないと思う。

実際、広瀬区は四つの垣内が一つになって広瀬という区になっており、その四つの団体の総代の中から区長になるという形であり、かなりまとめるのが難しい。また、コミュニティカルテについて

は初めて聞き、補助金制度については知らないことが多かった。補助金等については、どんな補助金があるかや、いつまでに申請しなければいけないといった流れを教えてください。農家のことだとわかるが、行政については、なかなか難しいのでこれからの私の一つの課題である。

(副会長)

私の方では昨年度の周知部会の流れを引き継いで、個人的に子ども版の自治基本条例を作ってみた。作成過程はまず始めに今ある条例をそのまま忠実に翻訳したものを読んでみたがよくわからず、より難しくなった感じになった。次に意識をしてしまうとぼやっとしてしまったというのでどこが落としどころなのかはすごく難しい。一方で今回この条例自体はこの地域の方々と一緒に作ったのでそこに込められた思いはより私の中に落ちてきたなというふうに思い、これはやはりどの地域でも使える条例ではなくて広陵町で作られた広陵町の条例なんだなということを改めて理解したところである。私からの要望ではあるが可能であれば、子ども版の自治基本条例を作成するにあたっては、教育の視点から専門家の方が入らないと難しいなというのを実感したので、ぜひこの周知部会に教育委員会の方お1人入っていただいてご協力いただけると、より専門的な教育的な視点で作成することができると思う。

(会長)

新しく関わる委員が何人かいるので、自治基本条例の位置付けを再確認する。

⇒以下について会長より説明。

○地方自治の基本的な仕組みについて

○地方自治は住民自治・団体自治の両輪で成り立っていることについて（図書館、消防団、PTA、医師会など）

○自治の補完性の原則について・・・地域自治で解決できることは地域自治で解決することが重要。自分のことは自分で、家族でできることは家族で、近隣で助けることは近隣で、それでもできないことは地域全体で、地域全体でも無理なことは役所が、言い換えると自分でしかできないことを自分で、家庭でしかできないことを家庭で、近隣でしかできないことを近隣で、地域でしかできないことを地域でするといったことである。

○コミュニティ教育について・・・地域でしかできないことなのにそれを行政にしろと言ってるようなケースや、家庭でしかできないことを行政にしろ、近隣にしろといった逆転現象が時々ある。これらの認識をなくすためにもコミュニティ教育が必要である。

7 その他

(I 委員)

資料２－２について、基本方針１の自治基本条例の認知率及び、基本方針２の地域公民館・集会所における地域以外の人々の活動数が未集計だがどうしていくのか。また指標はどのように決めたのか。

→（事務局）

指標の決め方はおそらく行政の方から提案したと思う。地域の公民館集会所における地域以外の活動数については、他の地域以外の方にもその地域を知っていただくことや、地域の公民館集会所の活用方法について把握したくこの指標になったと思う。認知度をどのように測るかはⅠ委員もおっしゃったようにアンケートが一般的ではあるが、他にどのような方法があるかなど議論させていただきたい。

（町長）

今日の会議で最後になりますので一言御礼のご挨拶をかけさせていただきたい。本日も熱心に議論いただき、条例の見直し、周知の方法、また、統計の取り方、様々な意見をいただき感謝申し上げます。私の任期が6月30日までということで退任をさせていただくので、会議の出席は今日が最後になる。今まで自治基本条例の制定から大変お世話になりましたこと感謝申し上げて、御礼のご挨拶とさせていただきます。

８ 閉会

（以 上）